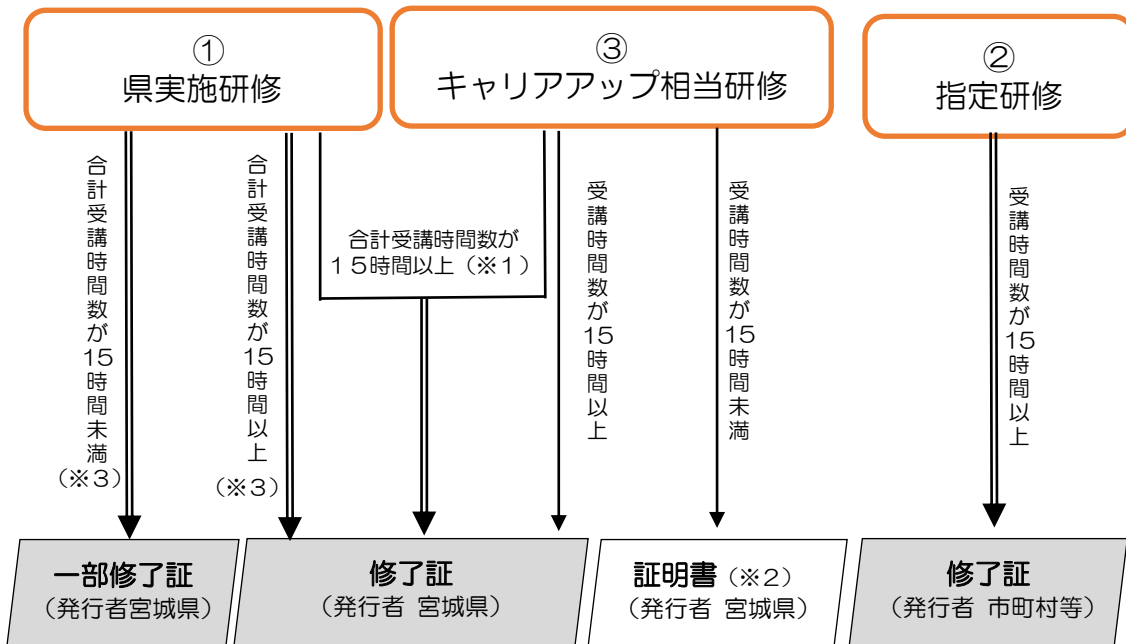


参考資料 宮城県保育士等キャリアアップ研修修了証の交付

宮城県における保育士等キャリアアップ研修

- ① 県実施研修（宮城県社会福祉協議会へ委託）
- ② 県が指定する研修（指定研修）
※市町村等が行う研修のうち県が指定するもの（年度ごと指定）
- ③ 県が行った研修（現任保育士研修等）のうち、キャリアアップ研修相当と認める研修（平成24～29年度）（キャリアアップ相当研修）

研修修了証交付（イメージ）



※1 この場合、修了証の交付にあたって、あらかじめ宮城県保育士等キャリアアップ研修相当研修受講認定証の交付を受ける必要はありません。

※2 部長通知3(4)に規定する証明書（宮城県保育士等キャリアアップ研修相当研修受講認定証）をいいます。

※3 一部修了証の交付を受け、さらに研修を受講して、一部修了証、修了証を受けようとするときは、当該研修終了時までには交付された一部修了証を県へ提出してください。